

保護者の皆様へ

国立市長 永見 理夫  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う規模縮小による保育の継続について（通知）

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

先般、国立市内において新型コロナウイルス感染症が初めて確認されたこと、国の『緊急事態宣言』を受けて東京都から保育提供について規模縮小の要請があったことを踏まえ、感染からお子様たちを守り、感染拡大を予防するため、最大限可能な限り家庭での保育を強く要請させていただいたところです。

国の『緊急事態宣言』の期間については令和2年5月6日までとされており、現時点においては、この期間が延長となるのか終了となるのかは明確になっていない状況です。

しかしながら、ここ数日の都内の感染者数の内訳状況を見ますと、20代から40代の子育て世代の感染者数が依然として増加している状況であり、さらに、大人からの感染などにより、10歳未満の児童が感染するケースも増えており予断を許さない状況が継続しております。

このような状況から、引き続き、緊急事態宣言の延長の有無にかかわらず、各園の保育の規模の縮小を継続することとし、最大限可能な限り家庭での保育をお願いしたく、強く要請いたします。

これは感染からお子様たちを守るため、ひいてはご家族（両親やきょうだい、同居の場合の祖父母など）を守ることに繋がります。

前回同様、両親ともに仕事を休むことが困難な家庭など、保育園の利用が真に必要なご家庭は、保育園での預かりを実施しますので、別紙「保育利用申請書」を保育園に提出して下さい。

登園を控えていただくことで、子育てや生活に関して不安がある方などについては、保健師、子ども家庭支援センターなどでご相談をお受けします。ご相談を希望される場合は裏面の相談先にご連絡をお願いいたします。

なお、家庭保育としていただいた場合、保育料については日割り計算して減額させていただきます。減額の方法等詳細につきましては、別紙お知らせのとおりです。

依頼の詳細につきましては裏面をご覧ください。

以下裏面

## 要請内容詳細

### 1. 家庭保育要請期間

令和2年5月7日(木)～5月30日(土)

※感染拡大の状況の変化などによりこの期間が短縮、延長となる場合があります。  
その際は改めてお知らせいたします。

### 2. 家庭保育要請対象の方

原則として、社会の機能を維持するため、勤務を余儀なくされている方以外の方、育児休業中の方、在宅ワークの方、会社が休業中の方などで、保護者が自宅にいらっしゃる方

### 3. 要請理由

- ① 感染からお子様たちを守るためであること。
- ② 緊急事態宣言発令の影響で、従事保育士の不足など、継続的な保育運営の維持に支障をきたしてきていること。
- ③ 保育園の保育士にも妊婦や疾病を抱えている職員がおり、保育士の感染予防を図ること。

以上のことから、お子様の家庭保育について、強く依頼をいたします。

#### ○ 問合せ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係 電話 042-576-2427 (直通)

#### ○ ご不安がある場合の相談先

国立市子ども家庭部子育て支援課

子ども家庭支援センター 電話 042-573-0192

子ども保健・発達支援係(保険センター内) 電話 042-574-3311

くにたち子育てサポート窓口 電話 042-576-2111

(内 168)

※上記相談先については子育てや生活に関して不安がある場合の相談先です。お子様を預けることに関するご相談についてはまずは各保育園にご相談下さいませようお願いいたします。

# 保育園

## 保育利用申請書（5月分）

保育園

申請日：令和 年 月 日

保護者氏名：

5月7日（木）から5月30日（土）までの期間について、下記のとおり保育利用を申請します。

**※保育を利用される方のみご記入の上、保育園へ提出して下さい。**

児童氏名	クラス

保育を必要とする理由

父（ ）

母（ ）

保育を必要とする日にちに○印を付け、利用する時間をご記入下さい。

チェック	日にち	利用時間	チェック	日にち	利用時間
	5月7日（木）			5月20日（水）	
	5月8日（金）			5月21日（木）	
	5月9日（土）			5月22日（金）	
	5月11日（月）			5月23日（土）	
	5月12日（火）			5月25日（月）	
	5月13日（水）			5月26日（火）	
	5月14日（木）			5月27日（水）	
	5月15日（金）			5月28日（木）	
	5月16日（土）			5月29日（金）	
	5月18日（月）			5月30日（土）	
	5月19日（火）				

※保育体制の確保のため、5月1日（金）までに在籍する保育園へ提出して下さい。